

法務省民商第 1 1 3 9 号
平成 1 8 年 4 月 2 8 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」の一部改正について(通達) 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)及び登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(平成18年財務省令第23号)が本年4月1日から、会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年法務省令第49号)が同月14日からそれぞれ施行されましたが、これに伴い、本年3月31日付け法務省民商第782号当職通達「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正したので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

本文中「登税法別表第一第19号」を「登税法別表第一第24号」に改める。

第2部の第3の11の(3)のイの(り)(63頁)中「ワ、カ」を「カ、ネ」に改める。

第3部の第3の2の(2)のウ(78頁)中「1000分の7」を「1000分の7。ただし、これによって計算した税額が3万円に満たないときは、3万円」に改める。

第8部の第3の1及び2(139頁)を次のように改める。

1 整備法の施行の際現に存する合名会社(以下「旧合名会社」という。)又は整備法の施行の際現に存する合資会社(以下「旧合資会社」という。)の施行日以後の取扱い

(1) 公告方法

旧合名会社又は旧合資会社(3により従前の例による合併により施行日以後に設立された合名会社又は合資会社を含む。)における合併の公告方法の定款の定めは、当該会社の定款における公告方法の定めとみなすとされた(整備法第70条第2項、第3項)。

なお、合併の公告方法の定めがない場合には、当該会社の公告方法は、官報に掲載する方法とみなされる(会社法第939条第4項)。

(2) 旧合資会社の有限責任社員に係る業務を執行しない旨の定め

旧合資会社(3により従前の例による合併により施行日以後に設立された合資会社

を含む。)の定款には、有限責任社員は当該会社の業務を執行しない旨の定めがあるものとみなすとされた(整備法第70条第4項)。

2 旧合名会社及び旧合資会社の登記の施行日以後の取扱い(職権による登記)

(1) 公告方法の定めによる登記

1の(1)によりみなされた公告方法の定めについては、施行日にその登記がされたものとみなされ、登記官が職権でその登記をしなければならないとされた(整備法第74条第2項から第4項まで、第136条第10項)。

(2) 旧合資会社の無限責任社員に係る代表社員の登記

1の(2)に伴い、旧合資会社について代表社員の氏名の登記がない場合には、無限責任社員の全員が会社を代表するため、無限責任社員の全員につき、登記官が職権で代表社員の氏名の登記をしなければならないとされた(会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年法務省令第49号)による改正後の改正省令附則第2条第3項第2号)。

(3) その他

会社法において登記すべき事項でなくなった事項(社員又は清算人の共同代表等)については、登記官が職権で抹消しなければならないとされた(改正省令附則第2条第1項第1号から第3号まで、第15号、第2項。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照)。